

大阪中之島美術館運営事業 実施方針（案）【概要版】

【本事業の特徴】

- 美術館・博物館におけるコンセッション方式のPFI事業は全国初
- 事業方式は利用料収入とサービス対価により美術館を運営する混合型
- サービス施設（カフェやショップ等）に対しては事業性を考慮し、十分な面積と自由度を確保
- 利用料収入の増加に対するインセンティブ制度を導入
- 地方独立行政法人から館長・学芸員をPFI事業者に出向させ公共性を担保

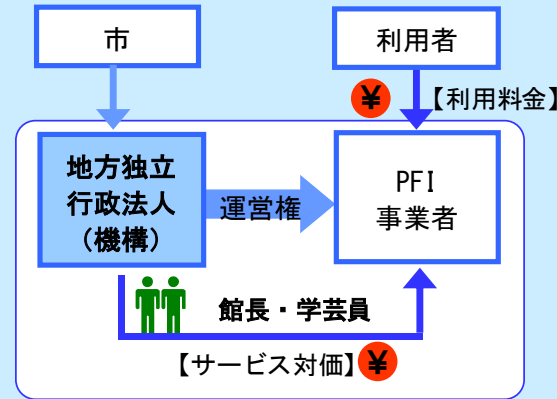
1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業方式

- ・ PFI法に定める公共施設等運営事業（コンセッション）方式（サービス対価を伴う混合型）
- ・ 公共施設の管理者は地方独立行政法人大阪市博物館機構（平成31年4月設立予定）

<事業スキームの概要>

- ・ 地方独立行政法人（以下「機構」という）はPFI事業者に運営権を設定する
- ・ PFI事業者は来館者等から直接利用料金等を収受し、当該収入を充当し運営を行う
- ・ 機構は収入と運営費の差額をサービス対価として支払う
- ・ 館長・学芸員は機構からPFI事業者に出向する（機構が直接給料を支払う在籍出向）



PFI導入の基本的な考え方

- ・ PFI事業者は運営の自由度を与え、同時に相応のリスクを移転
- ・ 学芸員も含めて運営をPFI事業者側に一元化し、明確な責任体制のもと円滑な運営を実現
- ・ 機構から出向した館長・学芸員が展覧会等を担い、社会教育施設としての公共性を確保
- ・ 館長・学芸員とPFI事業者は、相互のノウハウを最大限活用し、創意工夫を発揮する

(2) 対象施設用地及び対象施設

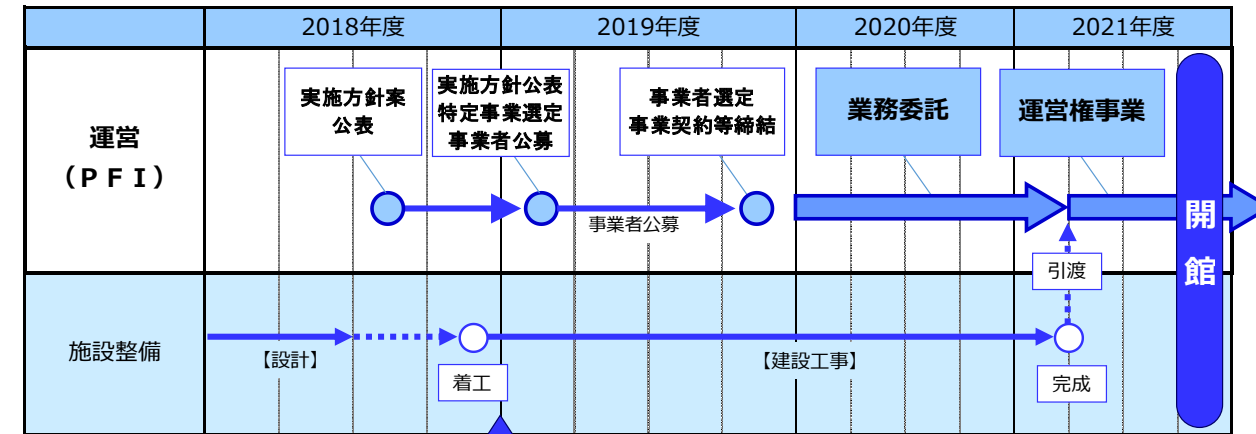
| | | |
|--------|--------|-------------------------|
| 対象施設用地 | 地名地番 | 大阪市北区中之島4丁目32番14 |
| | 敷地面積 | 12,870.54m ² |
| 対象施設 | 延床面積 | 20,012.43m ² |
| | 構造 | 鉄骨造（基礎免震構造） |
| | | 地上5階建て（地階なし） |
| 開館予定 | 2021年度 | |

(3) 事業範囲

- ・ 必須事業：開館準備業務／施設管理運営業務／寄附金調達支援業務
 - ※作品の取得行為以外は原則として全てPFI事業者へ委ねる
 - ※サービス施設の内容はPFI事業者の裁量による
- ・ 附帯事業：事業者の提案により必須事業以外の事業展開も可能

(4) 事業スケジュール

- ・ 2018年度：実施方針案の公表／事業者ヒアリングの実施
- ・ 2019年度：特定事業の選定／PFI事業者の選定／事業契約の締結
- ・ 2020年度：開館準備業務（業務委託）
- ・ 2021年度：開館準備業務（業務委託）／対象施設引渡し後、運営権事業開始／開館

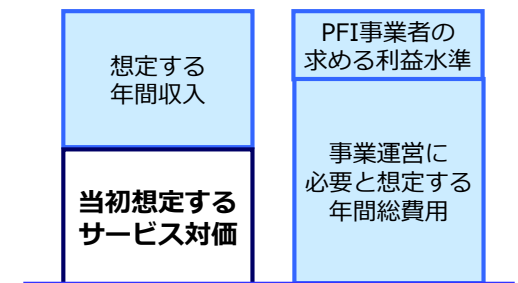


(5) 事業期間

- ・ 開館後約15年間（PFI事業者と機構の合意により最大で15年間の延長が可能）

(6) サービス対価（当初想定額）の考え方

- ・ 事業契約においてあらかじめ定める「事業運営に必要なと想定する年間総費用及びPFI事業者の利益水準の合算額から、本事業で得られると想定する年間収入を控除した額」とする（※PFI事業者の提案により対価の構成は異なる）
- ・ 実際の年間収入が想定した年間収入を超過した場合及び下回った場合には調整を行う



2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 選定方法

- ・ 民間事業者の能力やノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、「公募型プロポーザル方式」の採用を想定

(2) 応募者の参加資格

- ・ 応募事業者（複数の企業による応募の場合は、構成員のうち少なくとも1者）が、美術館・博物館、もしくは5,000m²以上の文化施設の運営実績を有すること等

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) リスク分担

- ・ PFI事業者は、収蔵品の活用・保管、移動、貸出に関する責任を負担（所有権は機構が保有）
- ・ PFI事業者は自らの裁量により保険等を付保し、不測の事態に対処

(2) モニタリング

- ・ セルフモニタリング（利用者満足度調査を含む）、機構によるモニタリング、第三者モニタリング（機構の中期計画と整合した5年単位の第三者評価）を実施
- ・ 事業開始前に想定しえない事態の発生時は、開館後1年以内にモニタリング項目の候補として抽出し、双方協議してモニタリング項目に追加